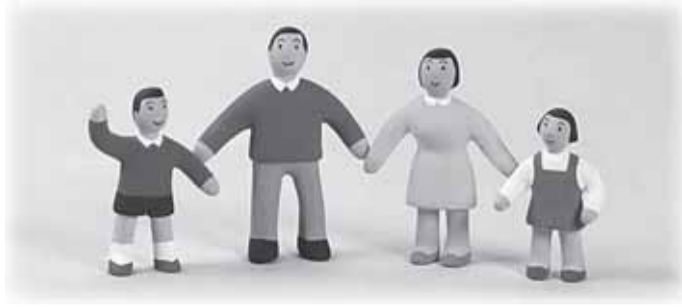


平成22年度 国民健康保険料の改定



国民健康保険制度は、医療費の支払いを被保険者の保険料と国や東京都などの負担金で賄うとされています。

西東京市国民健康保険の財政運営は、被保険者の高齢化や医療の高度化により毎年医療給付費が増加している一方、経済不況の影響などにより保険料収入は低迷し、大変厳しい状況にあります。このような状況の中、市の一般会計から赤字補てんを目的とした法定外繰入金を増額して、過去3年間保険料率を据え置いていましたが、平成22年度の収支状況を推計したところ、大幅な財源不足が見込まれるため、不足分の2分の1程度を一般会計からの法定外繰入金を増額し、2分の1程度を保険料改定で賄うこととしました。平成22年度の法定外繰入金は、約22億4,000万円（対前年度比、約3億4,500万円の増）となり、経済危機の影響を受け、市税収入が大幅に落ち込んでいる市財政にとって大変厳しい負担となっており、これ以上、法定外繰入金を増額することは困難な状況にあります。将来にわたり、国民健康保険制度を堅持していくため保険料を改定するものです。

加入者の皆さんにはご負担をおかけしますが、国保財政の厳しい状況をご理解いただき、ご協力をお願いします。

保険年金課 田(☎460 - 9822)

一般会計繰入金の状況 表示単位未満を四捨五入しています。

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度 (見込み)	22年度 (予算額)
一般会計繰入金	24億1,897万円	25億1,540万円	25億7,375万円	20億2,921万円	24億9,404万円	28億7,882万円
うち、赤字補てん分 (法定外繰入金)	17億8,500万円	18億6,500万円	18億8,900万円	14億5,902万円	18億9,737万円	22億4,257万円

(注1) 20年度から75歳以上の被保険者は、後期高齢者医療制度へ移行

市では、出産育児一時金や保険料軽減額などの法定内繰出金のほかに赤字補てんを目的とした法定外繰出金を繰り出して、国保財政を支援しています。

保険料の概要

【医療分】

賦課項目	料率等		増減
	改定前	改定後	
所得割額	賦課標準額 × 4.0%	賦課標準額 × 4.5%	0.5%
資産割額	固定資産税額 × 15%	固定資産税額 × 10%	5%
均等割額	被保険者数 × 1万4,700円	被保険者数 × 1万7,200円	2,500円
平等割額	1世帯当り 9,300円	1世帯当り 1万1,800円	2,500円
賦課限度額	44万円	47万円	3万円

【後期高齢者支援金等分】

賦課項目	料率等	増減
所得割額	賦課標準額 × 1.2%	(据え置き)
均等割額	被保険者数 × 5,300円	(据え置き)
賦課限度額	12万円	(据え置き)

【介護分】

賦課項目	料率等	増減
所得割額	賦課標準額 × 1.34%	(据え置き)
均等割額	被保険者数 × 1万5,100円	(据え置き)
賦課限度額	9万円	(据え置き)

軽減割合を拡大

国民健康保険法の改正により、保険者(市)の判断で所得が一定基準以下の世帯に対して6割・4割の軽減割合が7割・5割・2割に拡大できるようになりました。

軽減の内容

医療分...均等割額と平等割額、支援金等分...均等割額、介護分...均等割額

軽減の基準

7割軽減...前年中の総所得金額等が、33万円以下の世帯

5割軽減...前年中の総所得金額等が、33万円 + [24万5千円 × 世帯主を除いた被保険者数と旧国保被保険者数の合算数] 以下の世帯

2割軽減...前年中の総所得金額等が、33万円 + [35万円 × 被保険者数と旧国保被保険者数の合算数] 以下の世帯

徴収の強化

4月に組織改正を行い、国保徴収係を設置しました。国保に加入されている皆さんに公平に保険料をご負担いただけるように、今後も徴収強化に努めていきます。

納入通知書の送付

平成22年度国民健康保険料納入通知書の発送は、例年どおり7月中旬を予定しています。

特別徴収(年金天引き)の方...4月から6回(偶数月)で納入
口座振替および金融機関を利用の方...7月から8回で納入

便利な口座振替・コンビニ収納のご利用を

<口座振替> 新たに口座振替を希望する方は、金融機関などにある所定の様式で手続きしてください。

<コンビニ収納> 「平成22年度保険料(4月~3月分)」の納付をコンビニ用紙で希望する方は、7月中旬以降にお送りする納付書が届き次第、保険年金課までご連絡ください。

収入のない方も申告を

国民健康保険料は、前年の所得額などの申告に基づき、算定されます。年末調整を受けた方以外は、税務署または、市民税課(田無庁舎4階)で申告を行ってください。所得が一定基準以下であっても、申告しないと軽減を受けることができません。

非自発的失業者の方 国民健康保険料の軽減手続きを

~4月から新制度スタート~

非自発的失業者とは

(1)平成21年3月31日以降に失業された方

(2)離職日時点で65歳未満の方

(3)雇用保険の「特定受給資格者」および「特定理由離職者」の方で雇用保険受給資格者証の離職理由番号が以下に該当する方
「特定受給資格者」の離職理由番号...11、12、21、22、31、32
「特定理由離職者」の離職理由番号...23、33、34

ただし、特例受給資格者、高年齢受給資格者の方は、上記の番号であっても対象外となります。

軽減内容

保険料の賦課において、給与所得を100分の30にして算定します。

対象期間

離職日の翌日の属する月から

その月の属する年度の翌年度末まで

保険料の軽減対象

平成22年4月分の保険料から適用

申請方法

雇用保険受給資格者証、保険証および印鑑を持参のうえ、所定の申請用紙にご記入ください。

受付 保険年金課(田無庁舎2階) 市民課総合窓口(保谷庁舎1階) 各出張所

市では、雇用保険の「特定受給資格者」「特定理由離職者」の把握はできません。そのため、「雇用保険受給資格者証(ハローワークで発行)」以外の書類による手続きは受け付けできませんのでご注意ください。

保険年金課 田(☎460 - 9822)